

矢吹町国土強靱化地域計画（概要版）

1. 計画策定の趣旨

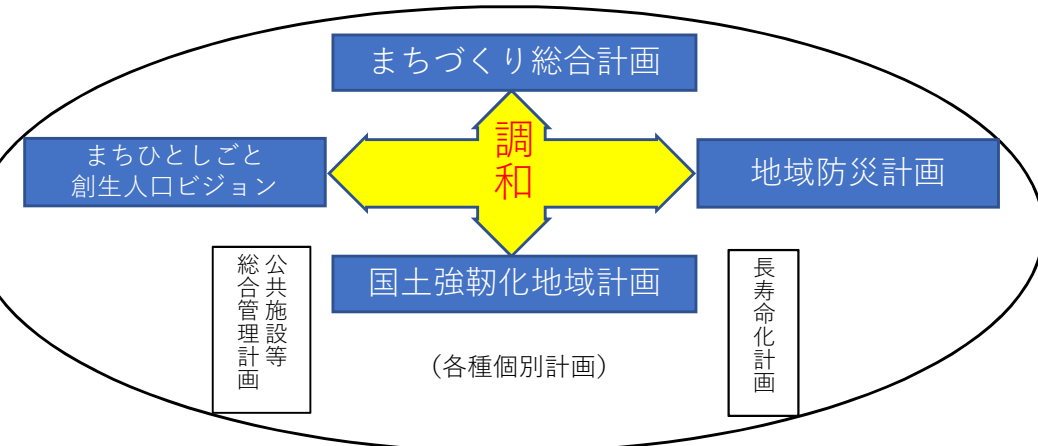
平成23年3月に発生した東日本大震災後、国は、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月）」に基づき、国土強靱化基本計画を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みを整備した。これを受け、県においても平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」が策定された。

本町においても、東日本大震災等から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「矢吹町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する

2. 計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「第6次矢吹町まちづくり総合計画」や「矢吹町まちひとしごと創生人口ビジョン」「矢吹町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定するものである。

国土強靱化地域計画と他の計画との位置づけイメージ図



3. 計画期間

令和2年（2020）年度を初年度とし、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の後期計画期間の令和5（2023）年度までの4年間

4. 町の強靱化計画の基本目標として

国の国土強靱化基本計画及び福島県国土強靱化地域計画に即し、以下の4つの目標を設定

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興が図られること

5. 4つの目標を達成するため事前に備えるべきものとして8つの項目を設定

- ① 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護は最大限に図られる
- ② 大規模自然災害発生直後からの救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8つの項目に対して、起きてはならない最悪の事態（25項目）

① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

- (1) 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
- (2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- (3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
- (4) 暴風雪・豪雪による重大事故や交通途絶に伴う死傷者の発生
- (5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

② 大規模自然災害発生直後からの救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

- (1) 飲料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- (2) 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下
- (3) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- (1) 災害時の治安維持等災害対応力の強化
- (2) 町行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

- (1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- (2) 災害情報が必要な者に伝達できない事態

⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

- (1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
- (2) 食料等の安定供給の停滞

⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- (1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
- (2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止
- (3) 地域交通ネットワークが分断する事態
- (4) 異常渇水等による用水の供給途絶

⑦ 制御不能な二次災害を発生させない

- (1) ため池、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生
- (2) 有害物質の大規模拡散・流出
- (3) 農地等の荒廃による被害の拡大
- (4) 風評等による地域経済等への甚大な影響

⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- (1) 発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (2) 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (3) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

－強靱化を推進する上での基本的な方針－

(1) 強靱化の取組姿勢

- ・本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、本町の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進する。
- ・国、県、近隣市町村、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、防災力の向上に取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国、県や本町の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人口減少や少子高齢化、交通事情等、地区ごとの特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。